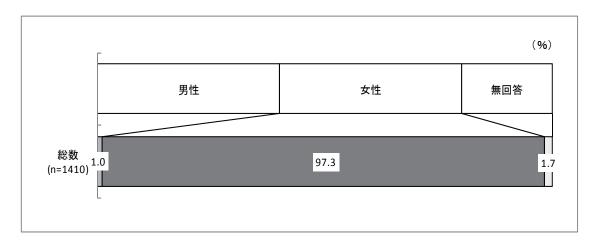
4 保育所(園) 担当者調査

(1) 回答者の属性等

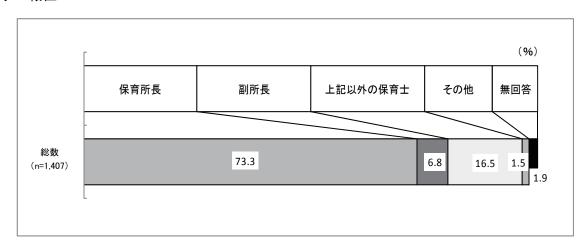
ア 調査対象とした保育所(園)担当者からの回答状況(所在市等別)

	人	(%)		人	(%)		人	(%)
札幌市	15	1.1	岐阜市	19	1. 3	高松市	34	2. 4
青森市	0	0.0	名古屋市	101	7. 2	高知市	26	1.8
仙台市	46	3.3	津市	26	1.8	福岡市	16	1.1
福島市	13	0.9	京都市	27	1. 9	佐賀市	2	0. 1
宇都宮市	14	1.0	大阪市	122	8. 7	熊本市	19	1.3
さいたま市	59	4. 2	和歌山市	20	1.4	那覇市	8	0.6
東京都	618	43.8	松江市	13	0.9	無回答	2	0.1
横浜市	84	6.0	広島市	82	5.8	計	1, 410	-
金沢市	13	0.9	山口市	9	0.6			
甲府市	5	0. 4	徳島市	17	1.2			

イ 性別



ウ 職位

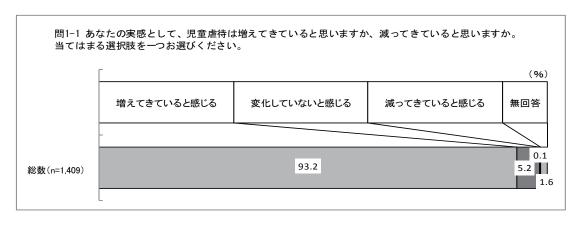


(2) 単純集計結果

ア 児童虐待の発生状況

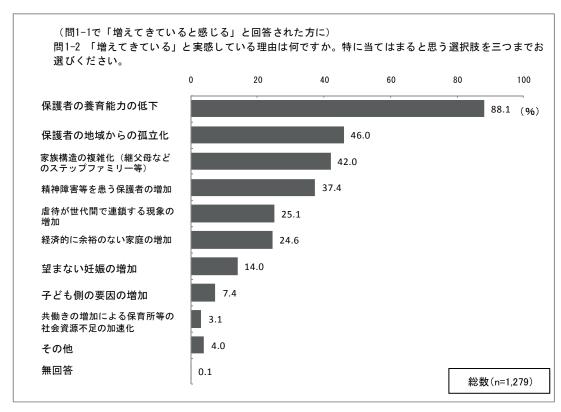
(7) 問1-1 児童虐待の増減に関する実感

保育所(園)(以下「保育所」という。)担当者に、児童虐待の増減についての実感を尋ねると、「増えてきていると感じる」が93.2%で最も多く、次いで「変化していないと感じる」が5.2%、「減ってきていると感じる」は0.1%となっている。



(イ) 問1-2 児童虐待が増加していると実感している理由(複数回答)

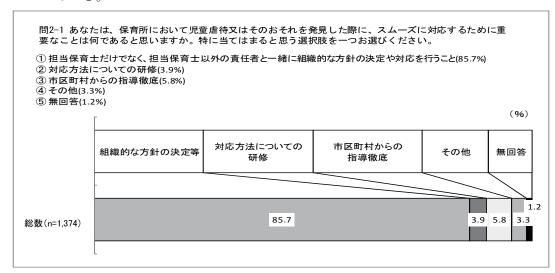
児童虐待は増えてきていると感じると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「保護者の養育能力の低下」が88.1%と最も多く、次いで「保護者の地域からの孤立化」が46.0%、「家族構造の複雑化(継父母などのステップファミリー等)」が42.0%等となっている。



イ 児童虐待の防止等に関する保育所における取組

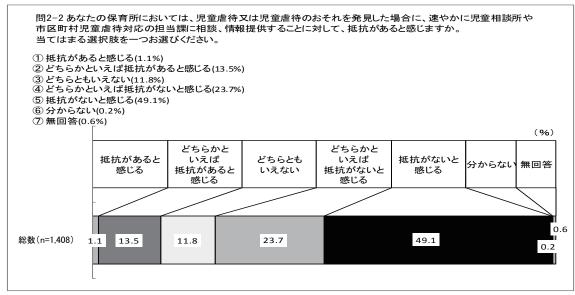
(7) 問2-1 児童虐待対応に向けた重要事項

保育所担当者に、保育所において児童虐待又はそのおそれを発見した際に、スムーズに対応するために重要なことは何であると思うか尋ねると、「担当保育士だけでなく、担当保育士以外の責任者と一緒に組織的な方針の決定や対応を行うこと」が85.7%と最も多く、次いで「市区町村からの指導徹底」が5.8%等となっている。



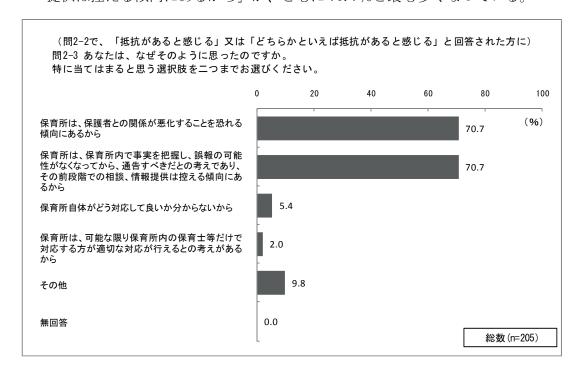
(イ) 問2-2 児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感 の有無

保育所担当者に、保育所において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が合わせて 72.8%であるのに対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」が合わせて 14.6%、「どちらともいえない」が 11.8%等となっている。



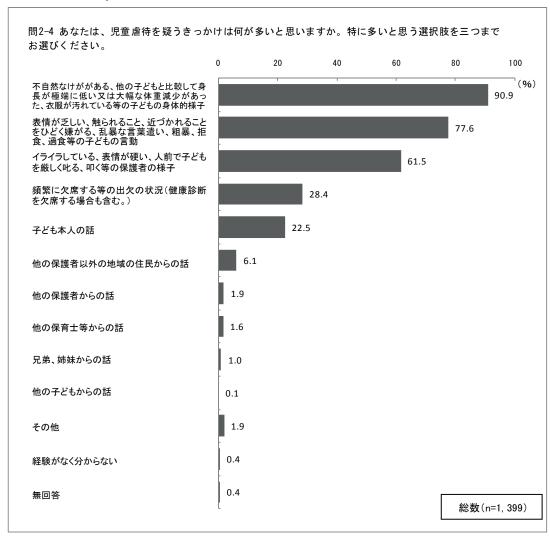
(ウ) 問2-3 情報提供に抵抗を感じる理由(複数回答)

保育所において児童虐待又は児童虐待のおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することについて、抵抗があると感じる又はどちらかといえば抵抗があると感じると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「保育所は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」及び「保育所は、保育所内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が、ともに70.7%と最も多くなっている。



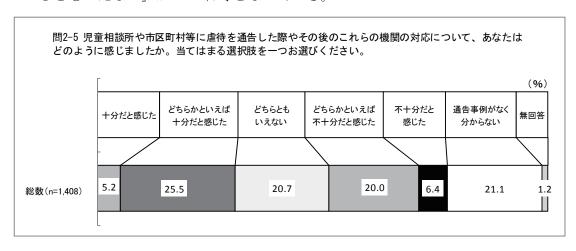
(I) 問2-4 児童虐待を疑うきっかけ(複数回答)

保育所担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なけががある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重の減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が90.9%と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が77.6%、「イライラしている、表情が硬い、人前で子どもを厳しく叱る、叩く等の保護者の様子」が61.5%等となっている。



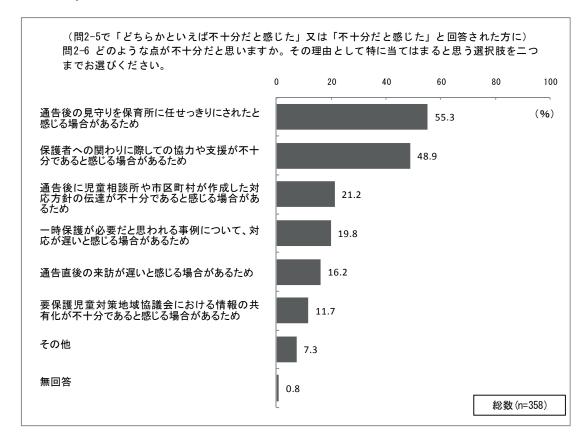
(オ) 問2-5 児童相談所等に通告した際の対応

保育所担当者に、児童相談所や市区町村等に虐待を通告した際やその後のこれらの機関の対応について、どのように感じたか尋ねると、「十分だと感じた」及び「どちらかといえば十分だと感じた」が合わせて30.7%、次いで「不十分だと感じた」及び「どちらかといえば不十分だと感じた」が合わせて26.4%、「どちらともいえない」が20.7%等となっている。



(力) 問2-6 児童相談所等の対応が不十分だと感じた理由(複数回答)

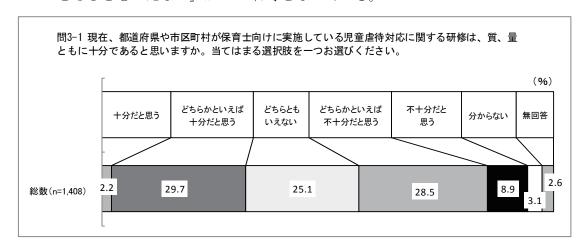
児童相談所や市区町村等に通告した際やその後のこれらの機関の対応について、不十分だと感じた又はどちらかといえば不十分だと感じたと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「通告後の見守りを保育所に任せっきりにされたと感じる場合があるため」が55.3%と最も多く、次いで「保護者への関わりに際しての協力や支援が不十分であると感じる場合があるため」が48.9%等となっている。



ウ 児童虐待の防止等に関する研修

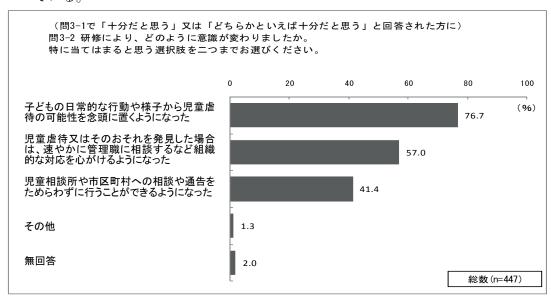
(7) 問3-1 児童虐待対応に関する研修の充実度

保育所担当者に、都道府県や市区町村が保育士向けに実施している児童虐待対応に関する研修は、質、量ともに十分であると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて37.4%で最も多く、次いで「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」が合わせて31.9%、「どちらともいえない」が25.1%等となっている。



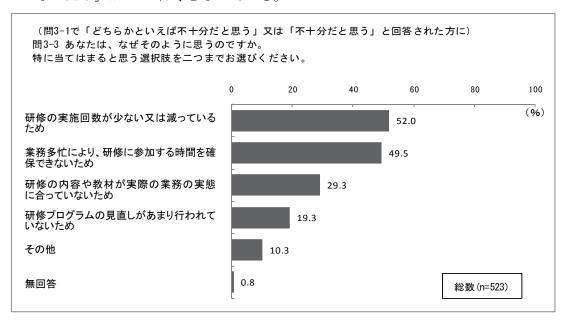
(イ) 問3-2 研修による意識の変化(複数回答)

都道府県や市区町村が保育士向けに実施している児童虐待対応に関する研修について、十分だと思う又はどちらかといえば十分だと思うと回答した担当者に、研修により、どのように意識が変わったか尋ねると、「子どもの日常的な行動や様子から児童虐待の可能性を念頭に置くようになった」が76.7%と最も多く、次いで「児童虐待又はそのおそれを発見した場合は、速やかに管理職に相談するなど組織的な対応を心がけるようになった」が57.0%、「児童相談所や市区町村への相談や通告をためらわずに行うことができるようになった」が41.4%等となっている。



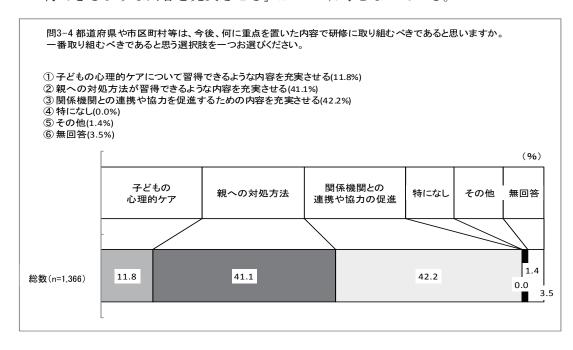
(ウ) 問3-3 研修が不十分だと思う理由(複数回答)

都道府県や市区町村が保育士向けに実施している児童虐待対応に関する研修について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「研修の実施回数が少ない又は減っているため」が52.0%と最も多く、次いで「業務多忙により、研修に参加する時間を確保できないため」が49.5%等となっている。



(I) 問3-4 研修内容についての意見

保育所担当者に、都道府県や市区町村等は、今後、何に重点を置いた内容で研修に取り組むべきであると思うか尋ねると、「関係機関との連携や協力を促進するための内容を充実させる」が 42.2%と最も多く、次いで「親への対処方法が習得できるような内容を充実させる」が 41.1%等となっている。

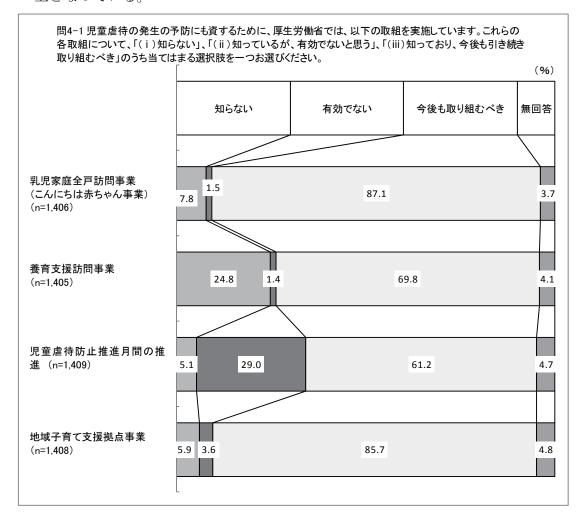


エ 児童虐待の発生予防に係る取組

問4-1 児童虐待の発生の予防にも資するための取組の有効性

保育所担当者に、厚生労働省が実施している、児童虐待の発生の予防にも資するための取組について尋ねると、いずれの取組についても、「知っており、今後も引き続き取り組むべき」が60%以上であるのに対し、「知らない」及び「知っているが、有効でないと思う」が合わせて35%未満となっている。

特に、「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び「地域子育て支援拠点事業」については、「知っており、今後も引き続き取り組むべき」が85%以上となっている。



オ 国等が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見

保育所担当者に、国や地方公共団体が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見を聞いたところ、回答者 1,410 人のうち 783 人(回答者の 55.5%)から延べ 1,043 件の意見があった。その内訳は、①体制の拡充を求める意見 228 件(21.9%)、②家庭(保護者等)への支援に関する意見 160 件(15.3%)、③関係機関の連携・役割分担に関する意見 152 件(14.6%)等となっている。

主な内容は、次のとおりである。

① 体制の拡充を求める意見

【児童相談所について】

- ・ 児童相談所や職員の数を増やし、個別訪問の回数を増やす等、もっときめ細か な対応を行ってほしい。
- ・ 児童相談所の相談・対応件数が急増している中、児童福祉司の人数が極端に少ない。1人の担当件数があまりにも多く、内容も複雑で、パンク状態と感じる。

【市区町村について】

・ 市区町村の担当者に通告しても人手不足で、なかなか家庭訪問してもらえない のが現状である。人的配置がなされなければ児童虐待を防ぐことはできない。

② 家庭(保護者等)への支援に関する意見

【児童虐待の予防のための支援について】

- ・ 家庭内で過ごしている児童らが見過されてしまい、対策が行われずにいる場合 が危険である。地域の中で見守っていく環境を早急に整備することが重要な課題 である。
- ・ 保育所等に通っている児童らはそれなりに見守りがあるが、家庭で孤立している親子への支援を急ぐべきと考える。
- ・ 泣き声、言葉の暴力、けが等は人目に付くので把握は容易だが、ネグレクトや 親の育児放棄等、外から見えにくい部分にどう対処すべきか。また、行政に頼る こと、頼る方法を知らない人への支援を望む。

【被虐待児童等への支援について】

・ 子どもを施設入所させても、親への教育プログラムが十分でなく、帰宅後また 虐待を繰り返してしまう現実がある。家族再統合のための親へのプログラムの充 実、サポートがなければ、一時的に親子分離をするだけでは解決にはならないと 思う。

③ 関係機関の連携・役割分担に関する意見

【関係機関の連携について】

- ・ 市区町村、児童相談所と連携し対応した経験がある。結果的には、母親が非常 に反省し、子どもにしっかり目を向けるようになった。園独自では、ここまでで きなかったと思う。他機関との連携の大切さを知った。
- ・ 関係機関の保有する情報が虐待発見後に出てくるのはもったいない。個人情報 保護の原則はあるが、予防の意味での情報交換ができるシステムがあるとよいと 思う。

- ・ 保健所、保育所、幼稚園、学校など子どもに関するすべての施設で子どもの状況をしっかりと把握し、地域で子どもを守るネットワークの充実が望まれる。
- ・ 児童相談所と警察の連携をもう少し密にしていくことで事件を未然に防ぐことができるのではないかと思う。